官報
（号　外）
独立行政法人国立印刷局
明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

目次

〔告　示〕
○出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の留学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件の一部を改正する件（法務一〇五）　一
〔公　告〕
諸事項
官庁
製造たばこ小売定価、公示送達、登録個別信用購入あつせん業者の営業の廃止関係　三
裁判所
破産、免責、再生関係　五
特殊法人等
独立行政法人製品評価技術基盤機構
産業標準化法第五十七条の規定に基づく登録関係　五
地方公共団体
教育職員免許状失効、公示送達関係　五
会社その他
会社決算公告　六